

## 遠別町新型コロナウイルス等対策行動計画【概要】

- 国は新型コロナウイルス感染症の経験や関係法令の改正を踏まえ、令和6年7月に「新型コロナウイルス等対策政府行動計画」（以下、政府行動計画という。）を全面改正
- 政府行動計画の改定を踏まえ、道は令和7年3月に「北海道新型コロナウイルス等対策行動計画」（以下、道行動計画という。）を改定
- 政府行動計画、道行動計画の改定を踏まえ、町は「遠別町新型コロナウイルス等対策行動計画」を改定

### 新型コロナウイルス等対策の目的及び基本的な戦略

- ①感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護
- ②町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化

・遠別町行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型コロナウイルスや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型コロナウイルス等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるようにするもの。

・病原体の変異による病原性や感染症の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返し、対策の長期化も想定し、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化に合わせて、適切なタイミングで柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。

### 計画の対象となる感染症

新型コロナウイルス等対策特別措置法（以下、特措法という。）で「新型コロナウイルス等」として定義されているものであり、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるもの。

#### 新型コロナウイルス等感染症

インフルエンザまたはコロナウイルス感染症のうち、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったものや、かつて世界的規模で流行したインフルエンザまたはコロナウイルス感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているもの

#### 指定感染症

現在、感染症法に位置付けられていない感染症で、当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの

#### 新感染症

人から人に伝染する未知の感染症であって、り患した場合の症状が重篤であり、かつ全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの

### 取り組みの経過（計画の経過）

本町では、本町における新型コロナウイルス等対策に関する基本的な方針及び町が実施する措置等を示すものとして、特措法第8条に基づき、政府行動計画及び道行動計画との整合性を図りながら、町民の生命及び生活の安心安全を守るため、平成26年4月に「遠別町新型コロナウイルス等行動計画」を策定した。

### 対策の基本的な考え方① 対策実施の時期

<b>準備期</b>	新型コロナウイルス等の発生情報を探知するまで（発生前の段階）	町民に対する啓発、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善など、新型コロナウイルス等の発生に備えた事前の準備期間
<b>初動期</b>	国内外における新型コロナウイルス等の発生情報を探知して以降、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまで	町の万全の体制を構築するため全庁的な対応を進める。町民に情報提供、情報共有を行うとともに、町・関係機関が業務継続計画の確認し、接種体制の構築等、地域全体で感染危機に備える時期
<b>対応期</b>	基本的対処方針が実行されて以降 ①国内や道内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期 ②国内や道内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期 ③ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ④特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	感染拡大のスピードをできる限り抑える対策から、基本的な感染対策に移行するまで、科学的知見の集積、医療提供体制、ワクチンや治療薬普及等の状況の変化等に合わせて臨機応変に対処するなど、柔軟かつ機動的に対策を講じる時期。

### 対策の基本的な考え方② 対策の項目

- ①実施体制
- ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③まん延防止
- ④ワクチン
- ⑤保健
- ⑥物資
- ⑦町民生活及び社会経済の安定の確保

行政・町民・事業者がリスクの内容、原因、対策などについて話し合い、共通認識を形成する活動のこと

### 対策の基本的な考え方③ 対策項目対策の項目

<b>人材育成</b>	研修や訓練等に参加し、感染危機対応を行う人材を育成
<b>国・道との連携</b>	平時からの役割分担を整理し、相互の連携体制やネットワークを構築
<b>DXの推進</b>	平時業務におけるICT化等を推進（予防接種事務のデジタル化に向けた環境整備）

### 対策実施上のポイント

- ①平時の備えの充実を進め、実践的な訓練により迅速な初動体制を確立、情報収集・共有、DXの推進等
- ②感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え
- ③基本的人権を尊重し、行動制限等の実施にあたって、町民の自由と権利に制限を加える場合は必要最小限とする。偏見・差別への対策。
- ④政府対策本部及び道対策本部と相互に緊密な連携を行う
- ⑤高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応
- ⑥感染症危機下の災害対応
- ⑦記録の作成や保存

## 対策ごとの取組

	基本理念・目標	準備期	初動期	対応期
①実施体制	<p>新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、遠別町は、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。</p> <p>政府対策本部が設置され、直ちに道が対策本部を設置した場合において、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●遠別町行動計画を作成・変更</li> <li>●関係機関との連携</li> <li>・平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●政府対策本部・道対策本部を設置された場合、必要に応じて町対策本部設置を検討</li> <li>●体制整備…必要な人員体制の強化、迅速な対策の実施に必要な予算の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急事態宣言がなされた場合、直ちに町対策本部を設置（解除宣言がなされた場合、遅滞なく廃止）。</li> <li>●体制整備…職員の派遣・応援への対応。必要な財政上の措置</li> </ul>
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<p>感染症危機においては様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがあるため、町民、医療機関、事業者等が適切に判断・行動できるよう、平時から科学的根拠等に基づいた正確な情報を把握し、想定される事態に備え、リスクコミュニケーション、情報提供・共有等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有</li> <li>・相談窓口等の設置準備</li> <li>・リスクコミュニケーションができる体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町民への情報提供・共有について</li> <li>・相談窓口等の設置。</li> <li>・町民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。</li> </ul>	
③まん延防止	<p>新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに町民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供やまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげる。まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施に際し、町民等への周知等の協力を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等</li> <li>・平時から基本的な感染対策の普及</li> <li>・感染症が発生した場合に迅速な対応が行えるよう、平時から道及び医療関係団体と連携を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●まん延防止対策の準備</li> <li>・国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●まん延防止対策の実施</li> <li>・道が実施する感染症法に基づく患者及び濃厚接触者への対応、基本的感染対策、事業者や学校等に対する要請・措置等に対し、可能な限り必要な協力を行う。</li> </ul>
④ワクチン	<p>ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることで、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることを目的とする。平時から、国・道・医療機関や事業者・関係団体等とともに接種の具体的な体制や実施方法を準備しておく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●接種体制の構築</li> <li>・地域の医療機関との協力関係を構築</li> <li>・接種に携わる医療従事者・接種場所・接種に必要な資材の確保・接種に関する町民への情報提供等を検討</li> <li>・予防接種事務のデジタル化に向けた環境整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●接種体制の構築</li> <li>・接種に携わる医療従事者・資材・接種場所等の確保等を行い、接種体制を構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●接種の実施</li> <li>・国等の接種方針に基づく円滑な接種</li> <li>・情報提供・共有</li> <li>・健康被害救済</li> <li>・接種記録の管理</li> </ul>
⑤保健	<p>地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、町民の生命及び健康を保護することを目的とし、町民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得る。また、道からの要請を受けて必要な協力を行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●留萌保健所との連携体制の構築</li> <li>・有事において、陽性者が自宅や宿泊施設で療養する場合の対応について、平時から留萌保健所との連携を図り、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●有事体制への移行準備</li> <li>・道からの要請を受けて必要な協力を行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●有事体制への移行</li> <li>・道からの要請を受けて健康観察・生活支援・情報提供等、必要な協力を行う。</li> </ul>
⑥物資	<p>感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施時に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況を確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●感染症対策物資等の備蓄</li> <li>・感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●感染症対策物資等の備蓄状況等の確認</li> <li>・準備期に引き続き、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●感染症対策物資等の備蓄状況等の確認</li> <li>・初動期に引き続き、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を確認する。</li> </ul>
⑦市民生活及び地域経済活動の安定の確保	<p>新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、町民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、国や道と連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や町民等に必要な準備を行うことを勧奨する。国が講ずる支援策を踏まえ、地域の実情などにも留意しながら適切な支援を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町民生活・経済活動への影響に関する情報共有・対策検討を行うための体制整備</li> <li>●全ての対象者に情報が届く仕組みの整備</li> <li>●食料品・生活必需品等の備蓄や備蓄の促進</li> <li>●要配慮者等への生活支援、搬送の対応等について、道と連携し、具体的手続を決定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業継続に向けた準備等の要請…従業員の健康管理を徹底・業態を踏まえた感染防止対策の準備の促進</li> <li>●生活関連物資等の安定供給に関する町民等及び事業者への呼び掛け</li> <li>●国からの要請を受けて一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町民の生活の安定の確保を対象とした対応</li> <li>・心身への影響に関する施策（自殺・孤立・フレイル予防等）の実施</li> <li>・生活支援を要する者への支援</li> <li>・教育及び学びの継続に関する支援</li> <li>●生活関連物資等の価格の安定等</li> <li>・事業者の経営・町民の生活への影響及び地域経済の安定のための取り組みを講ずる</li> </ul>